

平成30年8月8日
生活文化部

新たな国際化推進体制のあり方検討（中間報告）について

（付議の要旨） 新たな国際化推進体制のあり方について中間報告を取りまとめたので報告する。

1 主旨

在住外国人の増加や東京2020大会開催を契機とした区民の国際化機運の高まり、さらに区を取り巻く国際社会の状況等を踏まえ、区の国際政策の体系及び施策推進の視点を整理するとともに、新たな国際化推進体制のあり方について庁内PTにより検討を行っている。このたび中間報告を取りまとめたので報告する。

2 中間報告内容（項目）

- （1）国際化・多文化共生に係る区における議論の経過
- （2）世田谷区の国際政策の基本理念と施策の体系
- （3）国際化推進体制の現状
- （4）国際政策を取り巻く社会状況・背景
- （5）国際政策の基本理念実現に向けた施策推進の視点と課題
- （6）新たな国際化推進体制の構築（イメージ）
- （7）今後の検討課題

3 今後のスケジュール（予定）

平成30年9月上旬	区民生活常任委員会（「新たな国際化推進体制のあり方（中間報告）」）
平成30年12月中旬	国際化推進委員会
平成31年1月中旬	政策会議（「新たな国際化推進体制のあり方（案）」）
平成31年2月上旬	区民生活常任委員会（「新たな国際化推進体制のあり方（案）」）
平成31年度	新たな推進体制への準備・移行期間
平成32年度当初	新たな国際化推進体制による事業開始

新たな国際化推進体制のあり方（中間報告）

1. 国際化・多文化共生に係る区における議論の経過

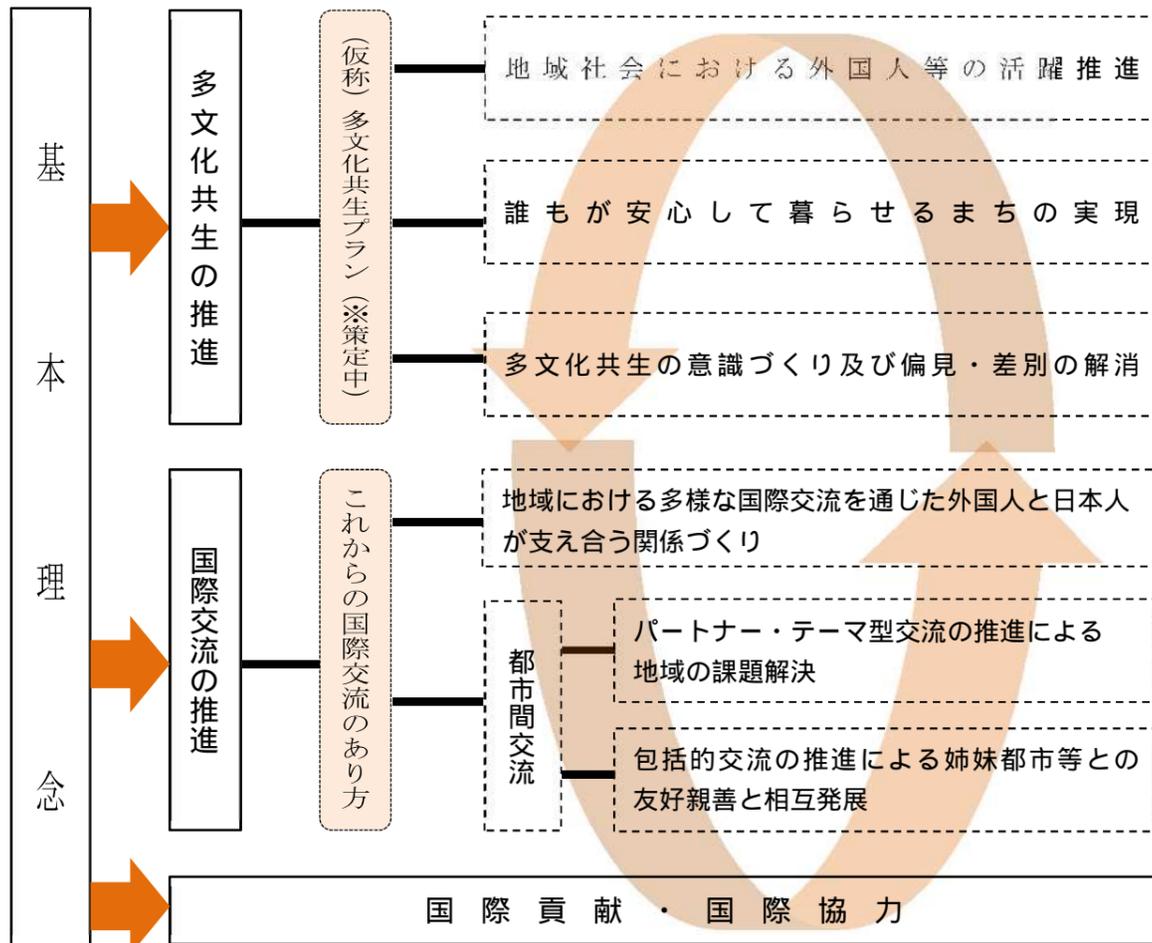
H28年度：「世田谷区の国際施策の方向性」決定（国際化基本理念と施策体系の整理）
 H29年度：「これからの国際交流のあり方」「新たな交流先実地調査と今後の取り組み」決定
 H30年度：新実施計画（後期）事業に「多文化共生の推進」を位置づけ
 「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」施行
 「（仮称）世田谷区多文化共生プラン」策定（予定）

2. 世田谷区の国際政策の基本理念と施策の体系

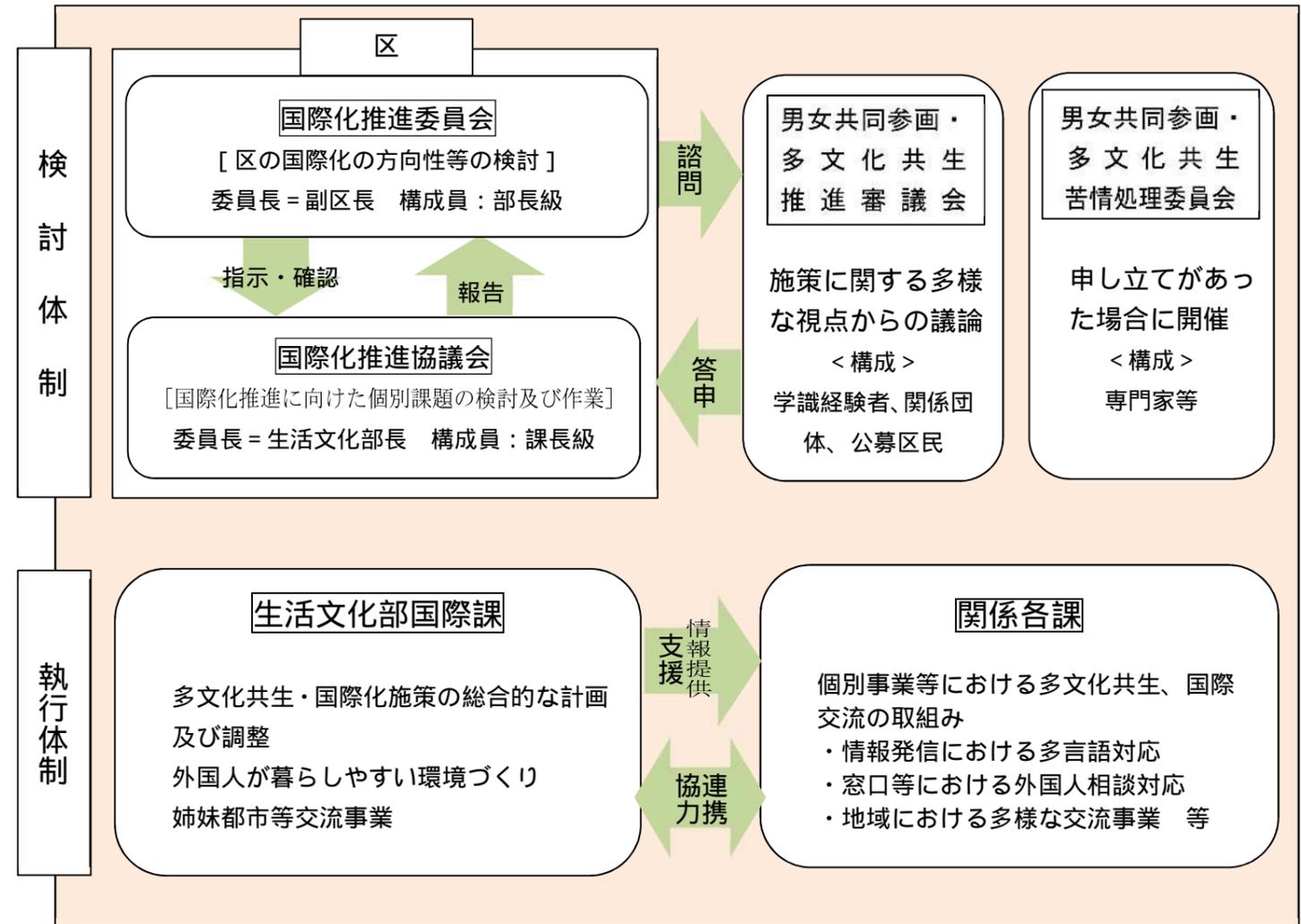
基本理念

「世界をつなぐ 世代をつなぐ 世田谷がつなぐ 共に生きるまち せたがや」
 多様性を認め合い、言語や国籍・民族等による文化的違いを超えた、心と心の通いあう交流・貢献を通して、友好親善と相互理解を促進し、国際貢献することで、共に生き、共に成長し、互いの地域社会の発展と住民福祉の向上に寄与することを目指す。

施策体系



3. 国際化推進体制の現状



4. 国際政策を取り巻く社会状況・背景

過去最高を更新し続ける区在住外国人人口
 東京 2020 大会開催を契機とした区民の国際化気運の高まり
 情報通信技術の急速な進歩による社会のボーダーレス化
 外国人労働者の受入れ拡大に向けた政府の動き

新たな視点・発想による戦略的な国際政策の展開が必要



「多文化共生」「国際交流」「国際貢献・国際協力」のそれぞれの施策が互いに影響を与えながら世田谷のまちづくりにおいて浸透、循環し、より幅広い区民に支えられる施策への発展を目指す。

5. 国際政策の基本理念実現に向けた施策推進の視点と課題

施策推進の視点

多文化共生の推進	国際交流の推進	国際協力・国際貢献
外国人等が外国人等の視点で地域課題を捉え、発信する機会や参画する場の創出に取り組む。 言語や文化の違いによる生活上の不便さを解消するため、多言語での情報提供や日本語学習の支援及び生活全般にわたっての支援を行う。 誰もが多様な文化についての理解を深めるとともに、外国人の人権に関する区民への意識啓発を行う。	国際交流を通して、日本人と外国人の協働による更なる地域活性化と魅力あるまちづくりに取り組む。 3姉妹都市との交流を拡充するとともに、教育、文化、スポーツ、産業等のテーマ型交流を推進し、区民の国際交流の裾野を広げる。 東京 2020 大会等を契機とした訪日外国人との交流を含め、地域において多様な国際交流事業を展開する。	自治体国際化協会などと連携し、海外からの視察を積極的に受け入れるなど、区の有するノウハウの提供に取り組む。 海外へのリサイクル物資の提供や災害発生時における支援等に取り組む。 国際協力・国際貢献に向けた区民への意識啓発を進める。
<p>(共通) 地域における国際化推進の担い手育成も視野に入れた国際理解教育や意識啓発に取り組む。 多様な主体の参加と協働による取組みが進むよう、地域団体、事業者、大学、NPO、大使館等との連携を強化する。</p>		

多様化するニーズに対応するため、新規事業も含めた取組みの拡大・充実が必要

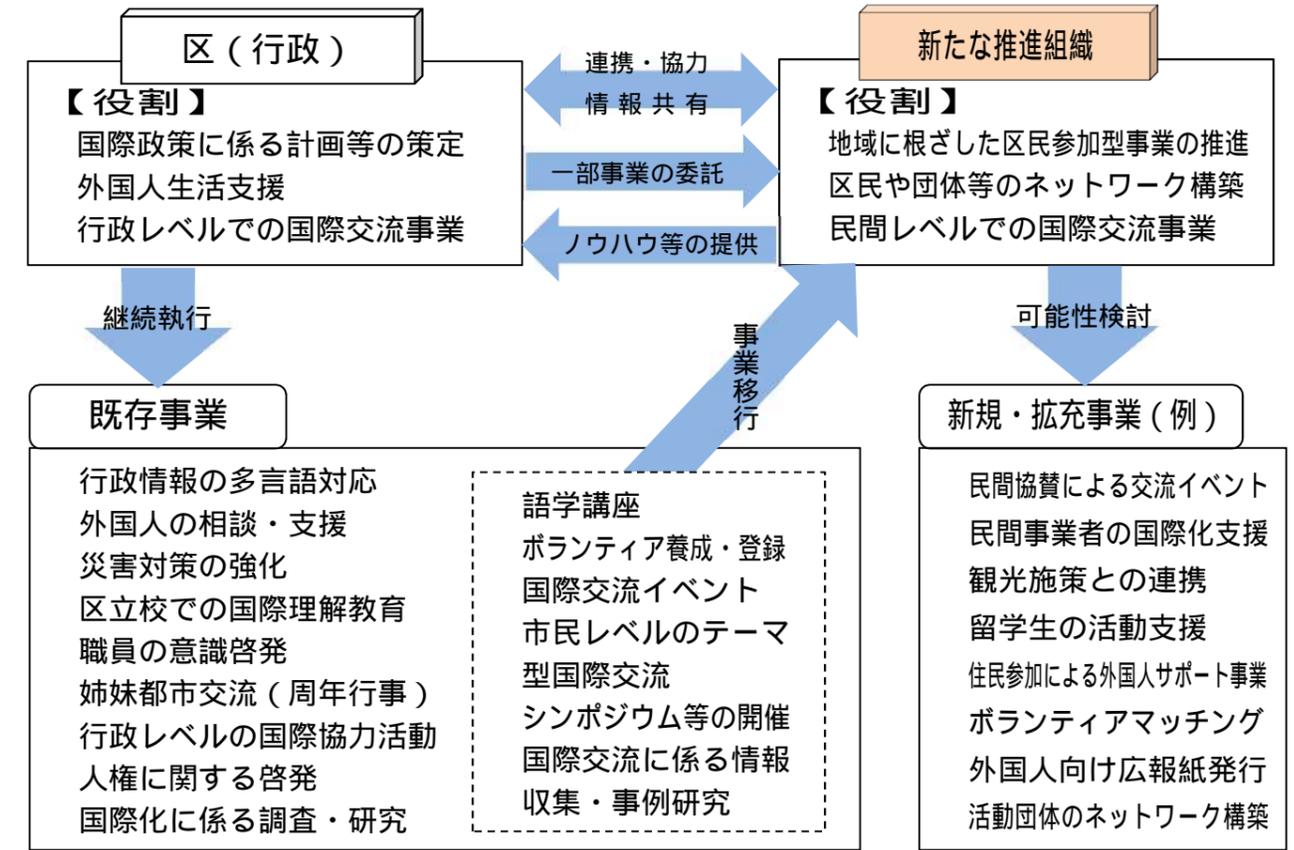
想定される課題

人材	国際政策に係る知識や経験を有する人材の継続的な確保
財源	事業拡充に対応するための財源の確保
情報	外国人区民のニーズや地域の国際交流資源に関する情報の収集
手法	広く区民や事業者等の参加を促す取組みや仕掛け
ネットワーク	地域団体、事業者、大学、NPO、大使館等とのネットワークの構築

より効率的・効果的な国際化推進体制の構築へ

事業主体を行政に限定しないことで、事業展開に当たっての人材確保、資金調達、発想や手法の活用など、活動内容充実の可能性を広げる。

6. 新たな国際化推進体制の構築（イメージ）



新たな推進組織の具体例（都内参考事例）

分類	都内事例	備考
国際交流協会（法人型）	都内10区市	一般財団法人、公益財団法人
国際交流協会（任意団体型）	都内10区市	
民間事業者（事業委託）	一部区市	事業者への包括的な国際交流事業委託など

「国際交流協会」は、自治体が主体となって設置しているものに限る。

新たな推進体制により期待される効果（メリット）

- ・国際政策に係る専門的な知識や経験を持つ人材を安定的・継続的に確保できる。
 - ・民間の手法や資金（事業収益や企業等協賛金等）を活用し、予算年度に縛られない事業展開ができる。
 - ・外国人のニーズ等をきめ細かく把握でき、区の国際戦略へのフィードバックも期待できる。
 - ・地域でのネットワークを活かし、国際交流活動への区民や地域団体の参加が促進される。
 - ・区民、国際交流活動団体、大学、NPO、民間企業、大使館等との機動的な連携が可能となる。
- 区民・民間側のメリット
- ・活躍の場を求める区民の活動機会が広がる。
 - ・民間事業者等との連携拡大により、企業PRやCSRの推進につながる。

7. 今後の取組み及びスケジュール

年度	～2019年度	2020年度以降
取組み	新体制のあり方検討及び移行準備 事業ノウハウの蓄積、関係団体とのネットワーク強化、在住外国人の増加を見据えた事業拡充 等	新体制に事業開始及び体制の充実強化